

[事案 2020-272] 転換契約無効請求

・令和3年4月6日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不十分を理由に、転換契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成27年11月に転換により契約した組立総合保障保険について、以下の理由により、転換を無効とし、転換前契約に戻してほしい。

- (1) 終身保険特約が付加されているとは思わなかった。
- (2) 本契約の保険料に、転換前契約の転換価格が充当されるものだとは思わなかった。

<保険会社の主張>

募集人は、募集資料を用いて適切に説明しているため、申立人が主張するような錯誤に陥ったとは考えられず、仮に錯誤をしていたとしても、重過失があると言わざるを得ないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および申立人の夫に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不十分を認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。